

## 療育手帳のあらまし

令和7年4月作成

発行元 山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係

☎0968-43-0052

療育手帳制度は、知的障がい者（児）の人に対して交付を行っている福祉手帳です。一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために利用されています。

「知的障がい」とは、一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それがおおむね18歳までに現れるものを指します。

なお、交付される手帳には、障がいの程度により「A1（最重度）」、「A2（重度）」、「B1（中度）」、「B2（軽度）」と記入されます。判定は、熊本県福祉総合相談所で行われ、「発達障がいの程度」と「介護度」によって総合的に判定します。

## ☆療育手帳の手続き

内容	事由	必要書類
新規	・新規申請	① 申請書 ② 顔写真 1枚（4cm×3cm 脱帽の上半身、ポイント不可） ※申請後、福祉総合相談所での面接があります
再交付	・破損・汚損・紛失 ・記載欄余白不足	① 申請書 ② 顔写真 1枚（4cm×3cm 脱帽の上半身、ポイント不可）
再判定	・再判定申請	① 申請書 ② 顔写真 1枚（4cm×3cm 脱帽の上半身、ポイント不可） ※療育手帳には「 <u>次回判定年度</u> 」があり、次回判定年度の年度末日までにもう一度判定（再判定）を受ける必要があります。
変更	・住所変更 ・氏名変更	① 申請書 ② 現在お持ちの手帳
返還	・障害非該当 ・死亡	① 申請書 ② 現在お持ちの手帳

サービスの種類		内 容		お問い合わせ先
サービス 自立支援介護給付	訪問系サービス・その他	<p>●居宅介護（ホームヘルプサービス） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います</p> <p>●短期入所（ショートステイ） 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います</p>		<p>障害支援区分認定申請後、調査を受けられ審査会の結果、区分が決定された後、利用開始となります。 ※介護保険対象者は介護保険サービスが優先です。</p>
	日中活動系	<p>●生活介護（旧デイサービス） 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います</p>		
税の控除		障害者控除	特別障害者控除	<p>山鹿税務署 ☎44-2181</p>
	対象者	その年の12月31日までで、その他障がい者であるかどうかを判定すべき時に手帳を所持している人	その年の12月31日までで、特別障がい者であるかどうかを判定すべき時に手帳を所持している人	
	所得税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに知的障がい者（手帳 B1、B2）がいるときは、その障がい者1人につき27万円を所得控除として差し引くことができます。	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに知的障がい者（手帳 A1、A2）がいるときは、その障がい者1人につき40万円を所得控除として差し引くことができます。ただし、障がい者が納税者本人以外かつ同居の場合は、その障がい者一人につき75万円を所得控除として差し引くことができます。	
	市・県民税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに知的障がい者（手帳 B1、B2）がいるときは、その障がい者1人につき26万円を所得控除として差し引くことができます。	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに知的障がい者（手帳 A1、A2）がいるときは、その障がい者1人につき30万円を所得控除として差し引くことができます。ただし、障がい者が納税者本人以外かつ同居の場合は、その障がい者一人につき53万円を所得控除として差し引くことができます。	<p>山鹿市役所 税務課 ☎43-1120</p>

(手帳所持者1人につき計1台まで)	軽自動車税の減免	<p><b>●軽自動車税 (種別割)</b></p> <p>※療育手帳 A1 または A2 かつ手帳が有効期間内であること</p> <p>①手帳所持者が取得(所有)する自動車を、手帳所持者本人もしくは、生計を一にする親族が運転する場合</p> <p>②手帳所持者と生計を一にする親族が取得(所有)する自動車を、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のため生計を一にする親族が運転する場合</p> <p>③手帳所持者だけで構成される世帯で、手帳所持者が取得(所有)する自動車を、常時介護する親族が、手帳所持者のために運転する場合</p> <p>④構造上、障がい者等の利用に供されると認められる自動車等である場合</p>	<p>○軽自動車税 (種別割・環境性能割) 山鹿市役所 税務課 ☎43-1120</p>
	自動車税の減免	<p><b>●自動車税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境性能割に関すること</li> <li>・種別割に関すること</li> </ul>	<p>○自動車税事務所 ☎096-368-4020</p> <p>受付は、山鹿市役所 税務課内 県税窓口 で可能 ☎44-2132</p>

サービスの種類	内 容			詳しいお問い合わせ先	
	割引の条件	割引額	割引の方法		
公共料金の割引	JRの旅客運賃	知的障がい者が単独で乗車船する場合の、片道100Kmを超える場合	本人のみ 5割引	療育手帳を乗車券発売窓口へ呈示し券を購入	乗車券発行窓口
		介護者の同行するA1・A2の人(区間制限なし)	本人及び介護者 5割引 ただし、小児の定期旅客運賃を除く		
		12歳未満のB1・B2の知的障がい者が介護者とともに乗車船する場合(区間制限なし)			
	バス運賃	知的障がい者	本人及び介護者 5割引	料金を支払う際に手帳を呈示し、割引料金を支払う	乗車券発売窓口 または バス乗務員
タクシー運賃	知的障がい者	1割引	乗車に際し療育手帳を呈示	ご利用されるタクシー会社にお問い合わせください	

有 料 道 路 通 行 料 金	<p>① 障がい者ご本人以外が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳 A1/A2 をお持ちの方</li> </ul> <p>【申請時に必要な物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳 (ETC の場合)</li> <li>車検証</li> <li>ETC カード</li> <li>ETC 車載器番号がわかるもの</li> </ul>	5 割引	<p><b>事前申請</b>が必要です。</p> <p>手帳に必要な事項を記載し、料金所で手帳を呈示。</p>	<p>山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 ☎ 4 3 - 0 0 5 2 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111</p>	
	航空旅客運賃	各航空会社によって運賃や手続き等取り扱いが異なりますので、詳しくは航空会社にお尋ねください。	各航空会社・路線で異なります	航空券購入時に療育手帳を呈示	航空券発売窓口
	NH K 放送受信料	療育手帳をお持ちの人が世帯構成員であり、世帯構成員全員が市県民税非課税の場合	全額免除	<p>左記の条件に該当するか調べます。</p> <p><b>※契約等は、直接 NHK とやり取りを行ってください。</b></p>	<p>山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 ☎ 4 3 - 0 0 5 2 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111</p>

サービスの種類	内 容		お問い合わせ先
重度心身障がい者(児)の医療費の助成	<p>重度の心身障がい者が医療を受けた場合に、一部負担金から、下記の自己負担額を差し引いた額を助成します</p> <p>ひとつの医療機関について…外来 月額 1,000 円 …入院 月額 2,000 円</p>	<p>療育手帳 A1・A2 所持者 (各障がいによって異なります)</p>	<p>山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 ☎ 4 3 - 0 0 5 2 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111</p>
日中一時支援	<p>日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族等の一時的な介護負担の軽減を図るサービスです。</p>	<p>自己負担があります</p> <p>療育手帳所持者</p>	
地域活動支援センター	<p>日中の創作活動や生産活動、社会との交流促進などの活動支援を行います。(自己負担はありません)</p>	<p>療育手帳所持者</p>	
障害者外出支援タクシー利用助成事業	<p>家族による移送および路線バス等の利用が困難なことにより外出の支援が必要な人で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯に属する人</li> <li>施設に入所していない人</li> <li>医療機関に入院していない人</li> </ul>	<p>ひと月あたり 400 円チケット 4 枚を翌年 3 月まで</p> <p>療育手帳 A1・A2 所持者</p>	
自動車運転免許取得・改造助成	<p>山鹿市にお住まいの手帳をお持ちの人で、免許取得及び自動車改造により社会参加が見込まれる人</p>	<p><b>※事前申請が必要で、所定の要件を満たす必要があります。</b></p>	
山鹿市住宅改造助成事業	<p>山鹿市にお住まいの 65 歳未満の人で、療育手帳 A1 または A2 をお持ちの人</p>		

<p>携帯電話</p>	<p>各種割引あり 療育手帳交付者本人1回線</p>	<p>契約時手帳の呈示を してください。</p>	<p>各携帯電話のショ ップにお問い合わせ ください</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>判断能力が十分でない人を保護し支援するための制度です。例えば、 介護契約等の身上監護を目的とする法律行為や預貯金の管理等の財 産管理に関する法律行為を援助するものです。</p>		<p>最寄りの家庭裁判 所 リーガルサポート 熊本支部 ☎096-364 -2889 任意後見契約につ いては公証役場</p>
<p>地域福祉権利 擁護事業</p>	<p>判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよ う支援するために、福祉サービスの利用援助及び日常 的な金銭管理サービスを行っています。</p>	<p>地域福祉権利擁護センター ☎096-324-5474 山鹿市社会福祉協議会 山鹿：43-1134 鹿北：32-2696 菊鹿：48-5060 鹿本：46-2206 鹿央：36-3811</p>	
<p>後期高齢者 医療制度</p>	<p>65歳から74歳までの障がい等級がA（重度）の人は、後期高齢 者医療制度に加入申請することができます。（ただし、熊本県後期高 齢者医療広域連合の認定を受けた人のみです。） 加入（障がいの認定の申請）は任意です。いつでも申請すること ができ、いつでも撤回することができます。</p>		<p>山鹿市役所 国保年金課 後期医療年金係 ☎43-1576 各市民センター</p>

<p>障がい者等用駐車場利用証 (ハートフルパス)</p>	<p>身体障がいにより歩行困難な人（障害区分によ り対象となる手帳等級が異なります） 他、障がい者以外の人でも対象となる場合があ ります</p>	<p>申請先 ・熊本県庁 ・山鹿保健所</p>
-----------------------------------	--	---------------------------------

## 各種手当・年金

種 類	支 給 対 象 者	支 給 月 額	お問い合わせ先
障害基礎年金	納付要件を満たした者で、身体又は知的・精神に一定の障がいの程度を有する人 <u>※6.5歳までに初診があり、一定の障がい程度を有していないといけません。</u>	等級によって 年金額が変わります。  ※身体障害者手帳の等級とは異なります。	山鹿市役所 国保年金課 後期医療年金係 ☎43-1576 熊本西年金事務所 096-353-0142
障害厚生年金	雇用労働者で身体又は知的・精神に重度又は中度の障がいを受けた人	年金額は、年金事務所等へご確認下さい	熊本西年金事務所 096-353-0142
特別児童扶養手当	身体又は知的・精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童を養育している父か母、又は父母に代わって養育している人 ※所得制限あり	1級：一人につき 月額 56,800円 2級：一人につき 月額 37,830円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター 県北広域本部福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している人 父または母が重度の障がい者である家庭においても同様に手当が支給される ※ 所得制限あり ※ 児童扶養手当と公的年金等の両方を受給する場合は、手続きが必要です	児童1人の場合： ・全部支給 46,690円 ・一部支給 46,680円～ 11,010円 ・第2子以降加算額 全部支給 11,030円 一部支給 11,020円 ～5,520円	山鹿市役所 子ども課 児童家庭係 ☎43-1514  各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
特別障害者手当	身体又は知的・精神に著しく重度の障がい有するため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人 ※所得制限あり	一人につき 月額 29,590円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター
障害児福祉手当	身体又は知的・精神に重度の障がい有するため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の人 ※所得制限あり	一人につき 月額 16,100円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター

※これらの手当は手帳をお持ちでない人も対象となる場合があります。ご相談ください。